

南極地域の環境の保護に関する小委員会
の設置について（案）

令和 6 年〇月〇日
自然環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 自然環境部会に、議事運営規則第 8 条第 1 項に基づく小委員会として、南極地域の環境の保護に関する小委員会を置く。
2. 南極地域の環境の保護に関する小委員会は、環境保護に関する南極条約議定書附属書Ⅵの締結に向けた担保措置を審議する。
3. 南極地域の環境の保護に関する小委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は、部会長が指名する。
4. 南極地域の環境の保護に関する小委員会の決議は、部会長の同意を得て自然環境部会の決議とすることができる。